

他市町村の自治基本条例【総合計画】

第6回資料2

市町村名	総合計画に関する規定
都留市	<p>(総合計画等)</p> <p>第17条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとします。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るものとします。</p> <p>3 市は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければなりません。</p> <p>4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用するものとします。</p>
にかほ市	<p>(総合計画に基づく行政運営)</p> <p>第13条 市は、第3条に規定する基本理念に沿って、総合的かつ長期的な行政運営を行うため、基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見が反映できるように、広く市民の参画を得るよう努めなければならない。</p> <p>3 市の執行機関等は、総合計画について市民への周知を図り、その進行管理を適切に行い、必要に応じて情報を提供するものとする。</p>
三郷市	<p>(総合計画)</p> <p>第16条 市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定にあたっては、行政評価の結果を反映させるものとする。</p>
大平町	<p>(基本構想等)</p> <p>第40条 町長は、町の目指す将来の姿を町民に明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するため、町議会の議決を経て、基本構想を定め、これを具現化するための基本計画及び実施計画を策定する。</p> <p>(計画策定の原則)</p> <p>第41条 基本構想、基本計画及び実施計画（以下「総合振興計画」という。）は、この条例の理念にのっとり、策定、実施されなければならない。</p> <p>2 町が行う政策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合振興計画に根拠を置くものとする。</p> <p>3 町は、新たな行政需要にも対応できるよう、総合振興計画に対して不断の検討を加え、必要な見直しを行わなければならない。</p> <p>4 町は、総合振興計画のほかに行政分野ごとの計画（以下、「諸計画」という。）を策定する場合には、総合振興計画の下に体系化してこれを策定し、実施しなければならない。</p> <p>5 町は、総合振興計画を始めとする諸計画の達成状況を町民に明らかにするため、目標の数値化に努めなければならない。</p>
大和市	<p>(総合計画)</p> <p>第17条 総合計画（総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第26条において同じ。）は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない。</p>
地方自治法	<p>第2条 4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。</p>

他市町村の自治基本条例【財政運営】

市町村名	財政運営に関する規定
都留市	<p>(財政運営)</p> <p>第20条 市長は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p>
にかほ市	<p>(健全な財政運営)</p> <p>第17条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた行政の仕組みを確立するとともに、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市の財政運営は、市民の生活に直結することであり、最も適切かつ効果的な方法により周知しなければならない。</p> <p>3 市長は、財政運営の透明性を確保するため、市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人及び株式会社並びにその他の団体の財政状況について、市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>
三郷市	<p>(財政運営)</p> <p>第26条 市長は、計画的に市政を運営するため、必要な財源を確保するとともに、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営及び合理的な予算執行に努めるものとする。</p> <p>2 市長は、予算の編成及び執行にあたっては、総合計画及びその評価を踏まえて行うものとする。</p> <p>3 市長は、財政状況、予算の内容及び編成過程、予算執行並びに決算について、市民等及び議会への分かりやすい情報提供に努めるものとする。</p>
善通寺市	<p>(財政運営)</p> <p>第11条 市は、最小の経費で最大の効果を挙げるため、徹底した経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。</p> <p>2 市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。</p>
伊賀市	<p>(財政運営の基本方針)</p> <p>第51条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p>(財政基盤の強化)</p> <p>第52条 市は、自主課税制度導入など、市民負担のあり方や市有財産の活用等を検討し、国及び県に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。</p> <p>(予算編成、予算執行)</p> <p>第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p>(財産管理)</p> <p>第54条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。</p> <p>(財政状況の公表)</p> <p>第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p>

他市町村の自治基本条例【行政評価】

市町村名	行政評価に関する規定
都留市	(行政評価) 第19条 市は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、外部評価を含む行政評価を実施し、その結果を公表するものとします。
にかほ市	(行政評価) 第16条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため、市民参画の下に行政評価を実施し、その結果を速やかに公表するものとする。
三郷市	(行政評価) 第18条 執行機関は、総合計画に基づく政策の成果を明らかにし、効率的かつ効果的に市政を運営するため、行政評価を実施し、当該行政評価に関する情報を市民等及び議会に分かりやすく公表するものとする。 2 執行機関は、行政評価にあたっては、市民等が参加できるよう努めるものとする。 3 執行機関は、行政評価を常に最もふさわしい手法で行えるよう検討し、その改善に努めるものとする。
熊本市	(行政評価) 第18条 市の執行機関等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させます。 2 市の執行機関等は、行政評価の実施にあたっては、市民参画の手續を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表します。
伊賀市	(行政評価) 第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 3 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。
名張市	(行政評価) 第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。
遠軽町	(行政評価) 第29条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、政策等の成果及び達成度を客観的に評価し、その結果を公表するとともに、翌年度の施策、事務事業、予算編成等に反映させなければならない。

他市町村の自治基本条例【情報公開】

市町村名	情報公開に関する規定
都留市	<p>(情報の公開及び提供)</p> <p>第26条 議会及び市は、市民の知る権利を保障し、公正かつ誠実に、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を公開するものとします。</p> <p>2 市は、広報紙、ホームページその他の媒体を活用し、市政に関する情報を、市民に積極的に分かりやすく提供するものとします。</p>
にかほ市	<p>(情報の共有)</p> <p>第18条 市は、市民がまちづくりに参画をするために必要な市の保有する情報について、市民に積極的に提供し、情報の共有に努めるものとする。</p>
三郷市	<p>(情報の共有)</p> <p>第29条 議会及び執行機関は、参加と協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報が市民等との共有財産であることを認識し、適切な情報の提供及び情報公開を推進するものとする。</p> <p>2 市民等、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めるものとする。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>第30条 議会及び執行機関は、広聴及び広報の充実を図ることにより、市民等が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するように努めるものとする。</p> <p>2 議会及び執行機関は、情報の提供にあたっては、広報、ホームページ等を積極的に活用し、市政情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい複数の方法で市民等に提供するものとする。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第31条 議会及び執行機関は、保有する情報について公開請求を受けたときは、正当な理由がない限り、適切かつ迅速に公開するものとする。</p>
新潟市	<p>(情報の公開等)</p> <p>第15条 市は、次に掲げる事項に関し、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）に定めるところにより市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有の効果的な推進を図らなければなりません。</p> <p>(1) 市が保有する公文書の公開に関すること。</p> <p>(2) 政策形成過程の情報の提供に関すること。</p> <p>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関（以下「附属機関等」といいます。）の会議の公開に関すること。</p> <p>(4) 本市の出資法人及び指定管理者に係る情報の公開に関すること。</p>
篠山市	<p>(情報の共有、提供及び公開)</p> <p>第5条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。</p> <p>2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>3 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集、保存しなければならない。</p>
愛川町	<p>(情報の公開及び提供)</p> <p>第13条 町は、町民等の参加による開かれた町政の実現のため、別に条例で定めるところにより、町の保有する情報を公開し、及び提供しなければならない。</p> <p>2 町は、情報の提供にあたっては、その内容が町民等に理解されるよう努めなければならない。</p>

他市町村の自治基本条例【個人情報保護】

市町村名	個人情報保護に関する規定
都留市	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第27条 議会及び市は、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにするとともに、個人の権利及び利益が不当に侵害されないことがないように、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じるものとします。</p>
にかほ市	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p>
三郷市	<p>(個人情報保護)</p> <p>第32条 議会及び執行機関は、個人の権利及び利益の保護並びに適切な市政運営に資するため、保有する個人情報を適切に取り扱うものとする。</p>
新潟市	<p>(市民の権利利益の保護)</p> <p>第22条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応しなければなりません。</p> <p>2 市は、新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）に定めるところに従い、個人情報を適正に取り扱うことにより、個人の権利利益を保護しなければなりません。</p> <p>3 市長等は、市政の運営について、公正かつ中立的な立場から監視等を行う第三者機関その他の不利益救済の仕組みを整備するものとします。</p>
篠山市	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第7条 市は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。</p>
愛川町	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第14条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、別に条例で定めるところにより、町の保有する個人情報を保護しなければならない。</p>
大平町	<p>(個人情報保護)</p> <p>第10条 わたくしたち町民は、町に対して、自己の個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利を有する。</p> <p>2 町は、個人の基本的人権が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理に関して、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 わたくしたち町民は、個人の基本的人権が侵害されることのないよう、お互いのプライバシーに配慮しなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し、必要な事項は別に定める。</p>

他市町村の自治基本条例【説明責任】

市町村名	説明責任に関する規定
都留市	<p>(応答責任) 第21条 市は、市政に関する意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答しなければなりません。</p> <p>(説明責任) 第28条 市は、市の政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明するものとします。</p>
にかほ市	<p>(説明責任) 第21条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価に至るまでのそれぞれの過程において、その経過、内容等について市民に分かりやすく説明する責務を有するものとする。</p>
三郷市	<p>(説明責任) 第21条 執行機関は、政策過程において、政策の内容、効果、必要性、妥当性等について、市民等及び議会に分かりやすく説明するものとする。</p> <p>(応答責任) 第22条 執行機関は、市民等からの市政に関する意見等を十分に検討し、公正かつ適切に対応し、市政に活用するものとする。</p>
文京区	<p>(区の説明責任) 第32条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。</p> <p>(区民等の説明責任) 第34条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める。</p>
太田市	<p>(説明責任) 第6条 市の執行機関及び市議会は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有します。</p>
大和市	<p>(説明責任) 第21条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。</p>
名張市	<p>(説明責任) 第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>(要望等への対応) 第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。</p> <p>2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。</p>

他市町村の自治基本条例【行政手続】

市町村名	行政手続に関する規定
都留市	<p>(行政手続)</p> <p>第22条 市は、市民の権利及び利益の保護に努めるとともに、行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、市が行う処分、指導、届出等の手続に関し必要な事項を明らかにするものとします。</p>
にかほ市	<p>(行政手続)</p> <p>第15条 市は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するように努めなければならない。</p>
三郷市	<p>(行政手続)</p> <p>第20条 執行機関は、市民等の権利及び利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るものとする。</p>
新潟市	<p>(適正な行政手続の確保)</p> <p>第21条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、新潟市行政手続条例（平成9年新潟市条例第2号）その他の適正な行政手続の確保の仕組みを整備して、処分、行政指導、届出等の手続の適正化を図ることにより行政運営における公正性の確保及び透明性の向上を推進しなければなりません。</p>
足立区	<p>(行政手続)</p> <p>第16条 区は、行政手続に関し共通する事項について、別に条例で定めるところにより、区民の権利及び利益の保護に努めなければならない。</p>
久喜市	<p>(行政手続)</p> <p>第10条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。</p>

小諸市役所 行政経営方針

基本理念

市民の幸せ度の向上を図るため、地域の実情と市民ニーズを把握し、市民とともに知恵を出し、汗をかく市民協働の行政経営を進めます。

【仕事宣言】 もっと新鮮に、そして簡素に

1. 親切・誠実に対応し迅速に行動します。
2. 前例踏襲をやめ、創意工夫と経費節減に努めます。
3. 常に市民の視点に立ち、市民満足度の向上を図ります。

基本方針

(1) 効率的な行政経営の推進

市の各種計画を推進するために、各課の目的・目標の進行管理を行い、総合的にマネジメントし、ムリ・ムダ・ムラのない効率的な行政経営を図る。

(2) 事業活動におけるコンプライアンス（＝法令順守）

各種事業の計画策定・施行にあたっては、常に環境への配慮を意識し、事業活動におけるコンプライアンス、行政としてあるべき倫理観を全職員で共有し、関係法令及び協定等を順守し、事業活動を推進する。

(3) 小諸市役所地球温暖化防止実行計画の推進

一事業所として、エコオフィス活動を通して、コピー用紙、ごみ、電気、使用燃料等の削減目標達成を図る。

(4) 緊急事態における迅速な対応

自然災害、人為的災害等の緊急事態に迅速に対応できる組織と職員の訓練を計画的に行う。

(5) 4 S（Speed速さ、Smile笑顔、Sincerity誠実、Security危機管理）、民意の反映の実施

職員一人ひとりが、行政経営方針を認識し、方針に沿った地道な活動を継続的に実践する。また、市民の意見を行政経営に反映させながら継続的に事務事業を見直す。そして4 Sができるよう研修・訓練を計画的に行う。

小諸市マニフェスト作成の支援に関する要綱

平成19年9月27日
告示第104号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公職の選挙に立候補を予定している者(以下「立候補予定者」という。)がマニフェストを作成する場合に、小諸市情報公開条例(平成11年小諸市条例第1号)に基づく情報提供施策として、立候補予定者に市が保有する各種計画等の情報(以下「保有情報」という。)を公平に提供することにより、立候補予定者の具体的な政策の内容及びそれを実現する手法について市民が検証できる内容のマニフェスト作成の促進を図り、もって市政への市民の参加を推進し、市政に対する市民の理解を深めるため、マニフェスト作成の支援をすることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「マニフェスト」とは、政策の数値目標、実施時期、財源等を明示した公約をいう。

(支援の申請)

第3条 マニフェストを作成するに当たり、保有情報の提供を受けようとする立候補予定者は、別記様式により、市長に申請しなければならない。

(保有リストの作成)

第4条 市長は、提供できる保有情報のリストを作成しておくものとする。

2 保有情報のリストは、概ね別表のとおりとする。

(支援の内容)

第5条 市長は、第3条の申請があった場合においては、申請者に対し保有情報のリストを提示するとともに、必要な場合は、所管課に依頼し当該リストの中から、必要な保有情報又は保有情報の写しを提供するものとする。ただし、当該保有情報に提供できない情報が含まれているときは、この限りでない。

2 市長は、申請者から保有情報の内容について説明を求められた場合については、各課等の職員に保有情報の内容について説明させるものとする。

(費用の負担)

第6条 保有情報の提供及び保有情報の写しの提供に当たっては、実費を徴収するものとする。ただし、複写機による写しについては、1枚10円(多色刷りの場合は50円)を徴収するものとする。

(所管)

第7条 申請の受付等この要綱に定める事務は、総務部企画課において行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

保有情報のリスト

- 1 市の総合計画
- 2 市の各種計画
- 3 市の予算書及び決算書
- 4 市の例規集・例規データベース
- 5 市議会の議事録
- 6 市議会議案
- 7 市の発行物
- 8 その他行政情報コーナー及び本市のホームページ上に登載されている情報